

○小郡市自転車等の放置防止に関する条例

平成26年6月20日

条例第13号

改正 平成31年3月22日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所に自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）が放置されることを防止することにより、市民生活の安全と安心を確保するとともに、市民の良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 公共の場所 道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供する場所をいう。
- (4) 放置 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が、当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。
- (5) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(利用者等の責務)

第3条 利用者等は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

- 2 利用者等は、自己の所有する自転車に自己の住所、氏名等を明記するとともに、防犯登録を受けなければならない。
- 3 利用者等は、自転車等の放置を防止するため、駐輪指導員の指導に従わなければならない。

(小売業者の責務)

第4条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、自転車に住所、氏名の明記及び防犯登録の勧奨に努めなければならない。

(施設の設置者の責務)

第5条 公共施設、商業施設、娯楽施設その他の自転車等の大量駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用に必要な自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市の実施

する自転車等駐車対策及び自転車等の放置防止に関する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の協力)

第6条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、市の実施する自転車等駐車対策及び自転車等の放置防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(駐輪指導員の配置)

第7条 市長は、市の実施する自転車等駐車対策及び自転車等の放置防止に関する施策を推進するため、駐輪指導員を配置する。

2 駐輪指導員は、公共の場所において自転車等の放置をしないように駐輪指導を行うものとする。

(放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、自転車等の放置により市民生活の安全と安心が阻害されている、又は阻害される恐れのある公共の場所を、自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体と協議することができる。

3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、それを告示するとともに、当該区域に、放置禁止区域である旨の標識を設置しなければならない。

(放置禁止区域の指定の解除等)

第9条 市長は、前条第1項に規定する状態が消滅したと認めるときは、放置禁止区域の指定を解除するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を変更することができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の解除及び前項の変更について準用する。

(自転車等の放置禁止)

第10条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置自転車等に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域に放置され、又は放置しようとする自転車等の利用者等に対し、規則に定めるところにより、当該自転車等の放置を中止し、適切な場所に移動することを指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わず放置禁止区域内に放置されている自転車等を撤去保管することができる。この場合において、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物にチェーンロック等で連結されていること等により、容易に撤去保管することが

困難であるときは、当該チェーンロック等の切断その他必要な措置をとることができる。

(撤去保管した自転車等の措置)

第12条 市長は、前条の規定により自転車等を撤去保管したときは、規則に定めるところにより、その旨を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する告示をしたにもかかわらず利用者等が引き取らない自転車等について、規則に定める期間経過後に処分することができる。

(費用の徴収)

第13条 市長は、撤去保管した当該自転車等を利用者等に返還するときは、当該自転車等の撤去保管等に要した費用を当該利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、自転車については1,000円に消費税及び地方消費税を加算した額、原動機付自転車については1,500円に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

3 市長は、放置の原因が盗難その他特別な理由によるものと認めるときは、前項に定める費用を免除することができる。

(平31条例17・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。